

当院は、厚生労働大臣に定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

1.基本診療料に関する事項

- ・地域包括医療病棟入院料
- ・診療録管理体制加算 1
- ・療養環境加算
- ・感染対策向上加算 2
- ・後発医薬品使用体制加算 2
- ・データ提出加算
- ・認知症ケア加算
- ・排尿自立支援加算
- ・救急医療管理料
- ・医師事務作業補助体制加算 1
- ・医療安全対策加算 1
- ・患者サポート体制充実加算
- ・病棟薬剤業務実施加算 1
- ・入退院支援加算
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算

2.特掲診療料に関する事項

- ・医療DX推進体制整備加算
- ・外来・在宅ベースアップ評価料88及び入院ベースアップ評価料
- ・心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算
- ・糖尿病合併症管理料
- ・二次性骨折予防継続管理料 3
- ・夜間休日救急搬送医学管理料の注3に規定する救急搬送看護体制加算
- ・外来腫瘍化学療法診療料 1
- ・外来排尿自立指導料
- ・医療機器安全管理料 1
- ・別添 1 の「第14の2」の 1 の（3）に規定する在宅療養支援病院
- ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 の規定する遠隔モニタリング加算
- ・検体検査管理加算Ⅱ
- ・遠隔画像診断
- ・冠動脈CT撮影加算
- ・無菌製剤処理料
- ・運動器リハビリテーション(Ⅰ)
- ・人工腎臓
- ・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ・下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・大動脈バルーンパンピング法（IABP法）
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
- ・人工肛門、人工膀胱造設術前処置加算
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・麻酔管理料(Ⅰ)
- ・看護職員処遇改善評価料67
- ・二次性骨折予防継続管理料 1
- ・院内トリアージ実施料
- ・がん治療連携指導料
- ・薬剤管理指導料
- ・画像診断管理加算 2
- ・CT撮影及びMRI撮影
- ・外来化学療法加算 1
- ・脳血管疾患等リハビリテーション(Ⅱ)
- ・呼吸器リハビリテーション(Ⅰ)
- ・導入期加算 1
- ・酸素の単価購入

